

「ホームレスに関する国の基本方針」の改正に伴う対応について（案）

1 実施計画の策定根拠・計画期間

【策定根拠】 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（特措法）第 9 条第 1 項」 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（国の基本方針）」

【計画期間】 平成 26 年度から平成 30 年度まで（5 年間） なお、計画期間の満了前であっても、生活困窮者自立支援法の施行に伴い国の基本方針が改定された場合、必要な改定を行う。

2 基本方針の改正

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、所要の規定を整備（H27.3.23） → 新法の事業メニューを基本方針に盛り込んだ文言修正

3 実施計画の改正

(1) 基礎データの時点更新

項目	旧	新
ホームレス数	平成 26 年 1 月時点	平成 27 年 1 月時点
都区の取組状況	平成 25 年 7 月までの取組状況	平成 27 年 8 月までの取組状況

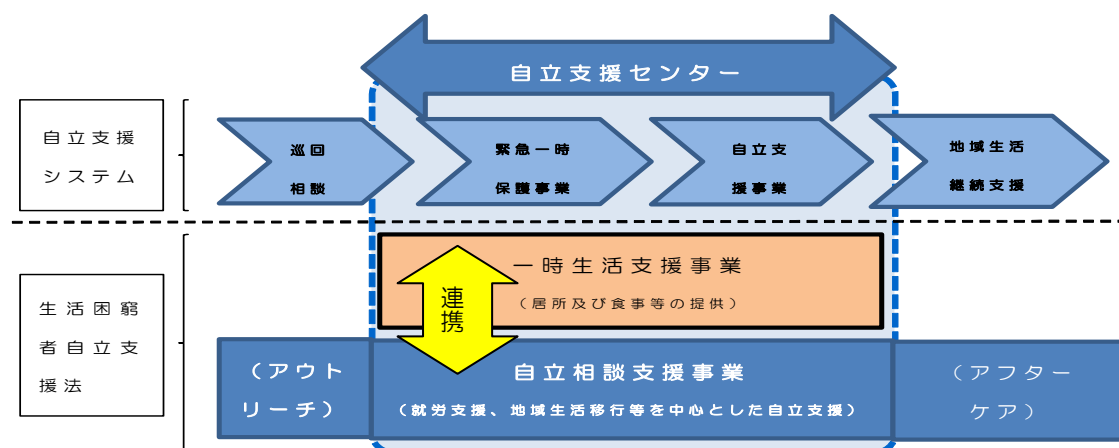
(2) 文言修正等

- ① 「自立支援プログラム」を「自立支援計画」に文言修正
- ② 「福祉事務所と関係機関の連携」を「自立相談支援機関、福祉事務所及び関係機関が連携」に文言修正

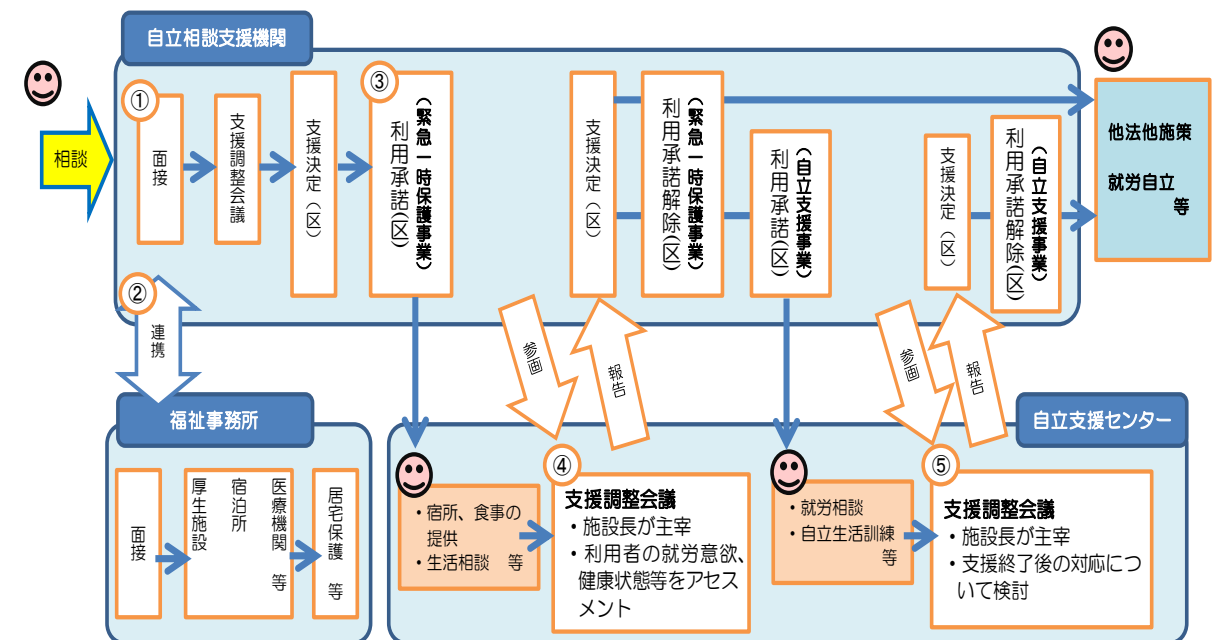
※ 上記のほか、「住居確保給付金」の支給や「家計相談支援事業」の実施等、新法の事業メニューを追記

(3) 新法施行後の自立支援システムの運用

ア 自立支援システムと新法の関係性



イ 相談者の流れ



※緊急一時保護事業～自立支援事業利用の概要

- ① 自立相談支援機関では、広く包括的に相談を受け付ける。
- ② その後の支援について福祉事務所と連携し、生活保護が必要な場合は福祉事務所につなぐ（自立相談支援機関）。
- ③ 支援調整会議の後、緊急一時保護事業の利用を承諾。
- ④ 利用者の就労意欲、健康状態等をアセスメントし、自立支援事業の利用適否を判断する。
- ⑤ 自立支援センター入所後 6 ヶ月以内を原則に、支援終了後の対応を検討する。